

令和4年第4回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(当初発送議案)

資料4

		ページ
1	箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(全部改正) 総務部 【第88号議案関係】	P.1
2	電気・ガス料金高騰の影響を受けた指定管理施設への光熱費の支援について 総務部 【第95号議案関係】	P.4
3	令和4年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 総務部 【第89号議案関係】	P.6
4	北大阪急行線延伸整備事業債の繰上償還について 総務部 【第95号議案関係】	P.8
5	箕面市立多文化交流センターの指定管理者の指定について 人権文化部 【第84号議案関係】	P.11
6	証明書発行拠点にかかる業務委託契約の締結等について 市民部 【第81・82号議案関係】	P.12
7	マイナ保険証普及促進事業の実施について 市民部 【第95号議案関係】	P.14
8	ふるさと寄附金増収に伴う補正予算について 地域創造部 【第95号議案関係】	P.15
9	キャッシュレス決済を利用した生活者支援事業 地域創造部 【第95号議案関係】	P.16
10	箕面市立桜井駐輪場・箕面市立牧落駐輪場の指定管理者の指定について 地域創造部 【第83号議案関係】	P.19
11	みのおサンプラザ1号館建替推進に伴う債務負担行為について 地域創造部 【第95号議案関係】	P.20
12	箕面市立多世代交流センターの指定管理者の指定について 健康福祉部 【第87号議案関係】	P.23
13	豊能広域こども急病センターの収支差補助金の追加交付について 健康福祉部 【第95号議案関係】	P.24
14	電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護・障害・医療・幼児教育施設への支援について 健康福祉部 子ども未来創造局 【第95号議案関係】	P.26

			ページ
15	旧教育センターの改修設計について 【第95号議案関係】	みどりまちづくり部	P.29
16	箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定等について 【第93・94号議案関係】	競艇事業局	P.31
17	第三者評価の結果を踏まえた小中一貫教育推進計画の策定について 【第95号議案関係】	子ども未来創造局	P.32
18	全小・中学校の太陽光発電設備設置工事にかかる補正予算について 【第95号議案関係】	子ども未来創造局	P.34
19	箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理期間の延長について 【第86号議案関係】	子ども未来創造局	P.36
20	箕面市立総合運動場の指定管理者の指定について 【第85号議案関係】	子ども未来創造局	P.37
21	内視鏡手術支援ロボット「ダビンチ」の更新について 【第99号議案関係】	市立病院	P.38

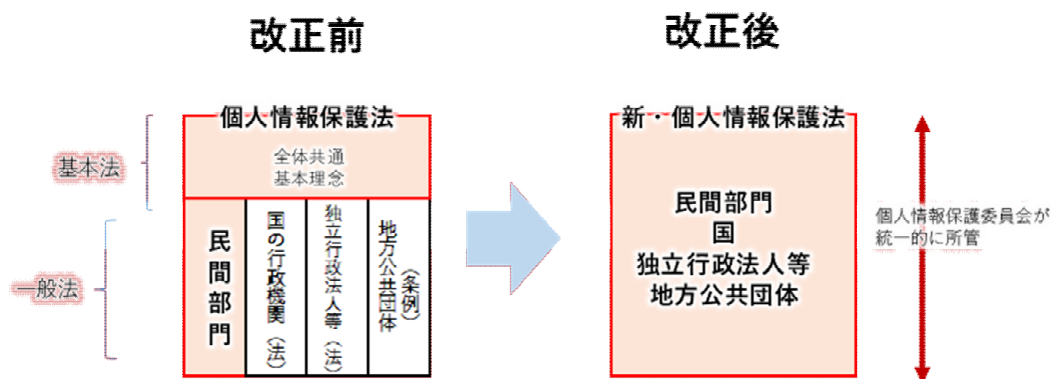
箕面市個人情報保護に関する法律施行条例の 制定について（全部改正）

総務部 総務室

- ◆ 令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において「個人情報保護に関する法律」が改正（以下「改正法」という。）され、令和5年4月から地方公共団体にも改正法が適用されるため「箕面市個人情報保護条例」を全部改正し、改正法の委任に基づく「箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。
- ◆ また、個人情報保護制度と密接な関連がある情報公開制度について、改正法の内容を踏まえ、両制度における隔たりがないよう開示決定期限等の改正を行います。

1 「個人情報保護に関する法律」の改正の趣旨について

- (1) 現在は、国の行政機関や、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において個人情報に関する法令や条例が異なるため、縦割りに起因する規制の不均衡や不整合が生じていましたが、改正法の施行後は、全ての機関、法人、事業者等に改正法が適用されるため、全国統一的に個人情報保護制度が運用されることになります。
- (2) 国の独立規制機関である「個人情報保護委員会」が、個人情報の取り扱いを一元的に監視監督する体制が確立されました。



2 箕面市個人情報保護に関する法律施行条例で定める事項

法の委任に基づいた事項及び法において条例で定めることができる事項のみ定めます。

(1) 実施機関〔変更あり〕

改正法において、議会は法の適用対象外であること、土地開発公社は民間の規律が適用されるため、それぞれ現行条例の実施機関から除外します。

(2)開示請求に係る手数料〔現行と同じ〕

現行条例同様、手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の負担のみ求めます。

(3)存否応答拒否処分に係る箕面市情報開示審査会への報告について〔現行と同じ〕

現行条例と同様に、存否応答拒否(※)により開示請求を拒否した場合、箕面市情報開示審査会に報告します。

※「存否応答拒否」自己情報の開示請求の際に「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」はその存否を明らかにしないで当該請求を拒否すること。

(4)箕面市個人情報保護制度運営審議会について〔諮問範囲に変更〕

市が施策を講ずる場合等に、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、審議会等に諮問することができます。

具体的には、条例改正の検討や「安全管理措置」、「目的外利用等に係る内部手続」等の詳細なルール等について諮問事項とする規定を設けます。

(5)運用状況の報告について〔現行と同じ〕

現行条例と同様に、年に1回、自己情報開示等の状況について議会に報告するとともに、市民に公表します。

〔参考〕改正法が適用されることによる現行制度からの変更点

〔条例に定めずとも、改正法で決められている事項〕

(1)個人情報の定義について

個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、死者の情報が除かれます。

よって、死者に関する個人情報の取り扱いについては、個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、今後検討していく予定です。

(2)現行制度における目的外利用等の例外である「箕面市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益上必要があると認められた場合」の規定は、改正法にはないため、市が事務を実施する際に目的外利用等が必要な場合は、実施機関が法解釈に基づき判断します。

(3)個人情報ファイル簿について

1000人以上の個人情報ファイル簿が、作成・公表の対象となります。

(4)開示請求等について

開示決定期限等について改正法のとおりとするため次のように変更となります。

項目	改正前	改正後
開示決定	請求のあった日から起算して 15 日以内。延長は 15 日を限度とする。	請求のあった日から 30 日以内。延長は 30 日を限度とする。
訂正、削除または利用の中止	請求のあった日から起算して 30 日以内。延長は 15 日を限度とする。	請求のあった日から 30 日以内。延長は 30 日を限度とする。

また、新たに「期限の特例(※)」の措置が設けられます。

※開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求のあった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合、まずは相当の部分につき開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定すれば足りることを規定しています。

3 箕面市情報公開条例の一部改正について

個人情報保護制度における自己情報の開示請求の開示決定期限を改正法のとおりとするため、個人情報保護制度と密接な関連がある情報公開制度について、両制度における隔たりがないよう一部改正を行います。

項目	改正前	改正後
開示決定期限	請求のあった日から起算して 15 日以内	請求のあった日から 30 日以内
延長期限	15 日を限度として延長	30 日を限度として延長
期限の特例	開示請求のあった日から 30 日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合	開示請求のあった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合

4 その他の条例改正

箕面市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係規定の整備のため下記の条例を一部改正します。

- ・箕面市情報開示審査会条例
- ・箕面市暴力団排除条例
- ・箕面市情報システムの管理運営に関する条例

5 施行期日

令和5年4月1日

電気・ガス料金高騰の影響を受けた指定管理施設 への光熱費の支援について

総務部総務室

- ◆ 電気・ガス料金の高騰の影響を受けている指定管理者の負担を軽減することにより、市民生活に影響の及ぶ利用料金への転嫁を防ぐことを目的に、指定管理者に対し光熱費にかかる支援を行います。
- ◆ 国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が令和4年4月末に示され、電気・ガス料金の激変緩和事業が令和5年1月から始まることから、対象期間は令和4年5月から12月の8ヶ月間とします。

1 補正予算概要

【歳出】 物価高騰対応市緊急支援事業(指定管理施設支援)

交付金 物価高騰対応支援金 14,000 千円

2 支援の考え方

- ・指定管理施設の多くは、毎年、市からの指定管理料と施設ごとの利用料金の収益で運営を行っているものの、今般の光熱費の負担増に対しては、指定管理者の経営努力のみでは対応が困難となることから、指定管理施設に対し、電気・ガス料金の上昇分の1/2の額を支援します。

- ・対象期間…8ヶ月分

※国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が令和4年4月末に示され、電気・ガス料金の激変緩和事業が令和5年1月から始まることから、対象期間は令和4年5月から12月の8ヶ月間とします。

3 交付金額

- ・交付金額の算定については、令和4年4月から10月までの上半期における指定管理施設の電気・ガスの使用料実績から消費者物価指数に基づいた金額の上昇分を算出し、8ヶ月相当分の1/2の額を支援します。

【令和3年度から令和4年度の上昇率】 電気代13.8%、ガス代25.9%

4 支援対象施設

施 設 名			
1	障害者福祉センターささゆり園	15	総合運動場(第一・第二)
2	あかつき園・ワークセンターささゆり	16	オルタナの森・Minoh(青少年教学の森野外活動センター)
3	光明の郷ケアセンター	17	萱野中央人権文化センター(らいとびあ21)
4	介護老人保健施設	18	桜ヶ丘人権文化センター(ヒューマンズプラザ)
5	西南老人デイサービスセンター	19	萱野老人いこいの家
6	多世代交流センター	20	桜ヶ丘老人いこいの家
7	医療保健センター	21	聖苑・霊園
8	多文化交流センター	22	止々呂美ふるさと自然館
9	みのお市民活動センター	23	小野原多世代地域交流センター
10	メイプルホール・市民会館	24	箱根駅前第一・第二駐車場・駐輪場
11	生涯学習センター(中央・東・西南)	25	桜井駐輪場・牧落駐輪場
12	船場生涯学習センター	26	箱根船場第一駐輪場・船場広場
13	箱根文化・交流センター	27	箱根市営住宅 ※管理センター分
14	船場図書館		

※収支差補填を行っている、豊能広域こども急病センター、文化芸能劇場、コミュニティセンター 13施設、船場駐車場は除く。

5 今後の対応

- ・議決後、対象となる指定管理者に年内に通知を行い、交付金の交付を進めます。

令和4年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の 給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

令和4年人事院勧告に対応するため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 令和4年人事院勧告の内容

(1) 給料月額の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。

特に 20 歳代半ばに重点を置き、30 歳代半ばの職員が在職する号俸まで改定。

(2) 期末・勤勉手当の改定

支給月数を 0.10 月分引き上げる。(再任用職員は 0.05 月分引き上げる。)

2 令和4年人事院勧告への対応内容と改正する条例

(1) 給料月額の改正

人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料について、初任給及び若年層(30 歳代半ばまで)が在職する号給を重点的に引き上げる。

(参考: 行政職給料表の改定額)

給料表	改定する等級	改定額
行政職給料表	6等級	1～48 号給まで +3,000 円 49～53 号給まで +500 円～2,500 円 54 号給～ 改定なし
	7等級	+3,000 円～4,000 円

(2) 期末・勤勉手当の改定

人事院勧告に準拠し、支給月数を 0.10 月分引き上げる。(再任用職員及び会計年度任用職員は 0.05 月分引き上げる。)

任用 区分	現行			改定後		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
常勤 任期付	2.40	1.90	4.30	2.40	2.00 (+0.10)	4.40 (+0.10)
特別職 議員	4.25	-	4.25	4.35 (+0.10)	-	4.35 (+0.10)
再任用	1.35	0.90	2.25	1.35	0.95 (+0.05)	2.30 (+0.05)
会計年度	1.35	-	1.35	1.40 (+0.05)	-	1.40 (+0.05)

3 改正する条例

- ・箕面市一般職の職員の給与に関する条例(給料、勤勉手当の改正)
- ・箕面市特別職の職員の給与に関する条例(期末手当の改正)
- ・箕面市報酬及び費用弁償条例(期末手当の改正)
- ・箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(期末手当の改正)

4 人件費の年間影響額

- ・約 8,500 万円

5 実施時期

- ・給料表：令和4年4月1日
 - ・期末勤勉手当：令和4年12月1日
- ※遡及適用させ12月議会議決後に追加支給

北大阪急行線延伸整備事業債の繰上償還について

総務部 財政経営室

- ◆ 第3回定例会補正予算における約12億円の競艇事業会計からの追加繰入金を活用し、北大阪急行線延伸整備事業債(以下、北急延伸事業債)の追加の繰上償還(返済先:地方公共団体金融機構)を実施します。これにより、北急延伸事業債にかかる利子負担が約2千万円軽減される見通しです。
- ◆ なお、第2回定例会補正予算でお認めいただいた繰上償還(約34.6億円)の効果と合わせ、総額約1億円の利子負担軽減となります。

1 補正予算概要

・公債費繰上償還事業	1,224,707 千円
・公債費繰上償還補償等事業	▲26,884 千円(※)
※補正前:47,510 千円⇒補正後 20,626 千円	

【財源】

・北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金	1,197,823 千円
--------------------	--------------

2 財政効果と特定事業の収支計画

- ・補償金については最大値で予算化しますが、繰上償還する時点(令和5年3月)の貸付利率が、借入時の利率よりも高ければ、補償金は不要となります。直近の利率では不要となる見通しです。
- ・今回追加で繰上償還を実施することによる利子負担軽減効果は約2千万円と見込んでおり、第2回定例会で議決いただいた繰上償還の効果(約8千万円)と合わせ、約1億円の利子負担軽減となる見通しです。
- ・なお、繰上償還の実施により北大阪急行南北線延伸整備基金の残高が減少しますが、北急延伸事業の収支が不足することはありません。

（参考：北急延伸事業のキャッシュフロー【繰上償還反映】）

各年度の収支 《国府支出金を除く市負担額ベース》

（億円）

《支出》	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R20
事業費（工事費等）	11.2	41.2	0.0	—	—	—	—	—
公債費（元利金）	38.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	26.0
計	49.9	43.8	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	26.0

《財源等》

競艇事業収入	32.0	10.0	10.0	10.0	10.0	—	—	—
北急基金繰入額	29.9	33.8	—	—	—	2.6	2.6	26.0
北急基金積立額	—	—	7.3	7.4	7.4	—	—	—

《年度末残高》

北急基金残高	45.0	11.2	18.5	25.9	33.3	30.7	28.1	2.1
北急市債残高（参考）	41.2	38.6	36.1	33.6	31.0	28.5	25.9	—

箕面市立多文化交流センターの 指定管理者の指定について

人権文化部 文化国際室

箕面市立多文化交流センターについて、令和5年3月末をもって現在の指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者として公益財団法人箕面市国際交流協会を提案します。

1 案件の概要

- (1)対象施設 箕面市立多文化交流センター
- (2)指定管理期間 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日
(5年間)
- (3)指定管理者候補 公益財団法人箕面市国際交流協会
- (4)指定管理料 353,000 千円(70,600 千円×5年)

2 選定理由

箕面市立多文化交流センター条例第4条第1項に基づき、公益財団法人箕面市国際交流協会(以下、「国際交流協会」という。)から提出された事業計画等を審査した結果、以下の理由により、引き続き国際交流協会を指定管理者として提案するものです。

- ・国際交流協会は、船場地区において大阪大学との連携事業や文化芸能国際交流のまちづくりにも積極的に参画するなど、本市における地域国際化の推進の一翼を担っており、同センターの設置目的が効率的かつ効果的に達成できている。
- ・国際交流協会から提出された事業計画等を選定会議で審査し、10年にわたるこれまでのセンター運営の中で地域との信頼関係が着実に構築されてきていること、今後も増加していくであろう訪日外国人や在住外国人の多種多様なニーズ変化への十分な対応が見込めることなどから、引き続き安定的かつ効果的な施設運営が期待できる。

証明書発行拠点にかかる業務委託契約の 締結等について

市民部 窓口課

◆ 証明書発行拠点の委託契約の締結等

- ・多文化交流センターにおける証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務について、現行の契約期間が令和4年度末に満了することに伴い、市場化テスト(※)により受託者を選定しましたので、令和5年度から令和6年度末までの契約を締結します。
- ・箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務について、契約期間を変更して、令和6年度末に契約を終了します。
- ・契約の締結等に当たっては、公共サービス改革法の規定により議会の議決を経る必要があります。

◆ 証明書発行拠点の廃止

- ・マイナンバーカードの普及状況等を鑑み、図書館などの証明書発行拠点を令和6年度末で廃止します。

※市場化テストとは、公共サービス改革法に基づき、市職員が行うべき証明書発行等の公共サービスを民間事業者に委託する場合の入札手続き。

1 業務委託契約の締結等

(1) 多文化交流センターにおける証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務委託契約の締結

① 契約の相手方

公益財団法人箕面市国際交流協会

② 契約の期間

- ・前回 平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日(5年間)
- ・今回 令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日(2年間)

③ 契約金額

- ・人件費 交付1件あたり 単価55円(交付実績件数による精算払い)
- ・固定費(保守費等) 64,880円(2年間総額)

(2) 箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する
業務委託の契約期間の変更

① 契約の相手方

東京ビジネスサービス株式会社

② 契約の期間

- ・変更前 令和3年(2021年)5月3日～令和8年(2026年)5月2日(5年間)
- ・変更後 令和3年(2021年)5月3日～令和7年(2025年)3月31日(3年間11か月)

2 証明書発行拠点の廃止

(1) 廃止の理由

- ・市民が身近な場所で住民票の写しなどの証明書を取得できる場所として、平成23年度から図書館を活用して開始し、現在、図書館など8カ所で証明書発行サービスを実施していますが、この数年間で発行件数が年々減少傾向にあります。
- ・一方、コンビニ交付サービスの発行件数は年々増加傾向にあり、また、コンビニ交付サービスの利用に必要なマイナンバーカードの交付率が令和6年度末で約7割程度となる見込みです。
- ・これらのことから、証明書発行拠点を令和6年度末に廃止することとしました。

(2) 発行場所別の証明書の発行状況

発行場所	発行件数		発行割合	
	H29 年度	R3 年度	H29 年度	R3 年度
窓口	114,546 件	76,225 件	89.5%	71.7%
証明書発行拠点	8,358 件	4,395 件	6.5%	4.1%
コンビニ	5,110 件	25,689 件	4.0%	24.2%
計	128,014 件	106,309 件	100.0%	100.0%

※証明書の種類：住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、
住民票記載事項証明書(コンビニでは取扱いなし)

【参考】マイナンバーカード交付率(令和4年10月末時点)
54.5%(国51.1%、大阪府51.7%)

【参考】マイナンバーカード申請の利便性の向上

- ・令和5年1月から豊川支所にマイナンバーカード・マイナポイント申請拠点を常設(月曜日から金曜日、午前9時から午後4時30分)します。(必要経費は、第95号議案 箕面市一般会計補正予算(第9号)のマイナ保険証普及促進事業に計上)
- ・令和4年11月1日(火)から開始した、証明書発行拠点を巡回する出張申請サポートも継続します。

マイナ保険証普及促進事業の実施について

市民部 国民健康保険室

- ◆マイナンバーカードの健康保険証利用促進に関する国の補助金（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）の内定を令和4年9月1日に受けました。
- ◆補助金を活用し、豊川支所に支援拠点を常設して、マイナンバーカードの取得及び健康保険証の利用登録、マイナポイントの申請等を支援します。

1 補正予算の概要

【歳出】 7,067 千円

- ①報酬 3,585 千円（会計年度任用職員）
- ②共済費 632 千円（社会保険料等）
- ③職員手当等 290 千円（通勤手当）
- ④需用費 2,232 千円（啓発用ボールペン・チラシ等）
- ⑤委託料 260 千円（啓発用ラジオ放送 CM）
- ⑥賃借料 68 千円（パソコン）

【歳入】 7,067 千円

- ①国庫支出金 7,067 千円（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

2 支援業務の概要

- (1)実施場所：豊川支所
- (2)実施日等：豊川支所開庁日の午前9時から午後4時30分
- (3)支援内容：マイナンバーカードの申請及び健康保険証の利用登録、マイナポイントの申請等の支援
- (4)開設期間：令和5年1月10日（火）から3月31日（金）

ふるさと寄附金増収に伴う補正予算について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 今年度のふるさと寄附金（個人）収入見込額が、当初予算額 120,000 千円から 60,000 千円増の 180,000 千円となったことから、寄附金募集にかかる事業費（返礼品費等）を増額補正します。
- ◆ 増収の要因は、今年度から、ふるさと寄附金の募集にかかる業務を民間企業に委託し、ポータルサイトの魅力化及び返礼品の新規開拓等、民間企業のノウハウを活用した施策を実施したことによるものです。

1 補正予算概要

【歳出】 ふるさと寄附金推進事業	36,814 千円
①報償費	19,431 千円（返礼品費）
②役務費	1,159 千円（クレジットカード決済手数料等）
③委託料等	943 千円（業務委託料等）
④使用料及び賃借料	15,281 千円（ポータルサイト使用料等）

2 ふるさと寄附金について

（1）増収の要因

ふるさと寄附金募集にかかる業務を民間企業に委託することで、ポータルサイトに掲載している返礼品紹介において、店主取材に基づくオリジナルな魅力の発信及びプロによる写真撮影・画像編集等が可能となり、より一層の返礼品紹介の魅力化を図りました。また、市職員は商工会議所等と連携し、新たな返礼品事業者の開拓を行い、今年度は8事業者・31品目が新たに返礼品として追加され、現在、全110品目となっています。

（2）令和4年度ふるさと寄附金収入見込額 180,000 千円（昨年度実績比 約 1.67 倍）

※補正予算（歳入）は、令和5年第2回定例会でご提案します。

【参考】ふるさと寄附金の実績

年度	H31年	R2年	R3年
ふるさと寄附金収入額※	39,734 千円	46,916 千円	107,934 千円

※ふるさと寄附金のうち、返礼品費等を伴う個人からの寄附金収入額

キャッシュレス決済を利用した生活者支援事業について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 物価高騰の影響を受けている生活者の支援を目的に、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施し、家計負担が増えた生活者の消費の下支えを行います。
- ◆ 併せて、エネルギー高騰等により経営に大きな影響を受けた市内中小企業者の消費喚起につなげるとともに、キャッシュレス決済の導入によるデジタル化の推進、キャッシュレス決済の利用率が高い年齢層が市内の中小企業の店舗を利用することによる新規顧客の獲得などの副次的効果も期待できます。

1 補正予算概要

【歳出】 物価高騰対応市緊急支援事業（箕面営業） 100,000 千円

・負担金 90,000 千円

・委託料 10,000 千円

【歳入】 地方創生臨時交付金 71,385 千円

財政調整基金繰入金 28,615 千円

2 キャッシュレス決済によるポイント還元事業について

（1）事業概要（予定）

ポイント還元率	20%
1 決済あたり上限 （付与上限）	5,000 円 (1,000 ポイント)
期間中上限 （付与上限）	25,000 円 (5,000 ポイント)
対象期間	4月1日～4月30日（1ヶ月間）
対象キャッシュレス決済	予算議決後に選定
消費喚起効果（想定）	480,000 千円

※期間中上限は1事業者あたり

〈ポイント付与の例〉

- ・1,000円のお買い物 ⇒ 200円相当のポイント還元
- ・5,000円のお買い物 ⇒ 1,000円相当のポイント還元
- ・7,000円のお買い物 ⇒ 1,000円相当のポイント還元（本事業の1決済あたりの付与上限）

(2)対象店舗

以下の条件のいずれかに該当する本事業のキャッシュレスサービスを導入している事業所

- ①中小企業基本法第2条の規定に基づく市内の中小企業者（コンビニ、スーパー、大手チェーン店等は除く）
- ②令和5年1月31日時点で「小さなお店応援チケット」の利用可能店舗として参加していた店舗
- ③中小企業基本法第2条の規定に基づく市内の中小企業者で箕面商工会議所の会員

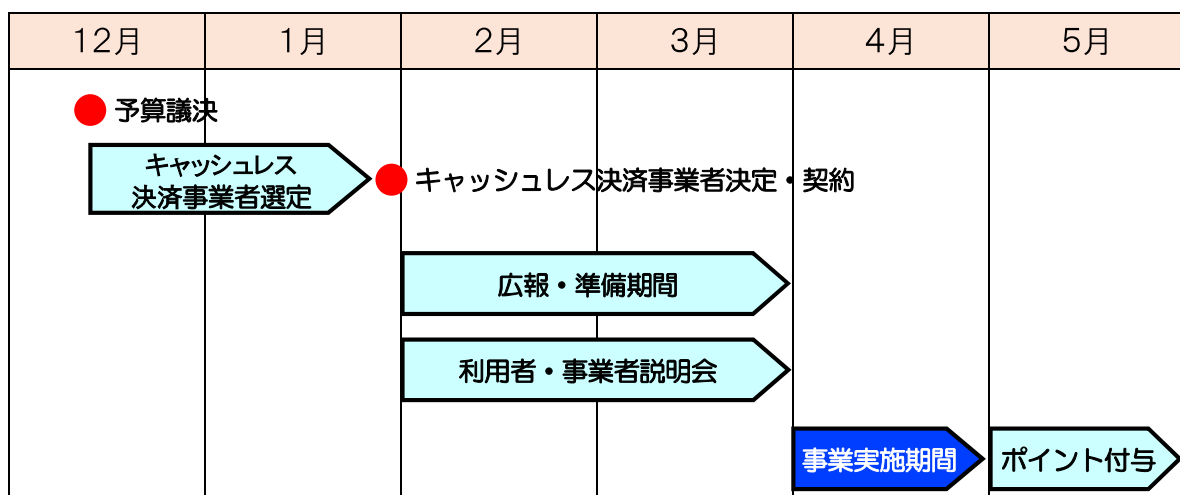
(3)事業者説明会の実施

キャッシュレス決済サービスを導入していない店舗や導入を検討している店舗向けにキャッシュレス決済事業者による事業者説明会を実施します。

(4)利用者説明会の実施

キャッシュレス決済サービスを利用したことがない市民や操作方法が分からない市民のかた向けに、キャッシュレス決済事業者による利用者説明会を実施します。

3 今後のスケジュール（予定）



箕面市立桜井駐輪場・箕面市立牧落駐輪場の 指定管理者の指定について

地域創造部 交通政策室

箕面市立桜井駐輪場・箕面市立牧落駐輪場について、令和5年3月末をもって現在の指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者として公益社団法人箕面市シルバー人材センターを提案します。

1 案件の概要

- (1)対 象 施 設 箕面市立桜井駐輪場・箕面市立牧落駐輪場
- (2)指定管理期間 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日
(5年間)
- (3)指定管理者候補 公益社団法人箕面市シルバー人材センター
- (4)指 定 管 理 料 93,535 千円(5年間)

[5年間の指定管理料の年度別内訳] (単位:千円)

R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
16,576	17,661	18,454	19,748	21,096

2 選定理由

箕面市立駐車場条例第7条第3項に基づき、公益社団法人箕面市シルバー人材センター(以下「同センター」という。)から提出された事業計画等を審査した結果、以下の理由により、引き続き、同センターを指定管理者として提案するものです。

- ・ 同センターは現指定管理者であり、指定管理期間において良好な施設運営を実施し、かつ施設管理にあたる会員を対象とした施設運営に必要な研修や講習なども実施しており、次期指定管理者として施設運営に十分な能力を有している。
- ・ 同センターから提出された事業計画書、収支計算書などを選定会議で審議し、今後も引き続き安定的かつ効果的な施設運営が期待できるとともに、高齢者に対して安定した就業機会を提供することができる。

みのおサンプラザ1号館建替推進に伴う債務負担行為について

地域創造部地域活性化室

- ◆ みのおサンプラザ1号館については、令和元年11月に区分所有者集会において「建替推進決議」が可決され、令和2年11月に建替事業協力者を選定し、この間、検討・協議が進められてきました。本年8月に建替の基本計画が示され、令和5年1月には区分所有者による建替決議(敷地売却決議)が諮られる予定です。
- ◆ 市は建替決議(敷地売却決議)において、駅前の広い土地をまちづくりの布石とし、新規建物を駅前の賑わい創出の核施設に位置づけ、中心市街地活性化を図るため、賛成に票を投じ、既存建物除却後の土地と、建替後の新規建物(1階～3階部分)の床を率先して取得します。

1 補正予算概要

【歳出】 みのおサンプラザ1号館建替推進事業(債務負担行為)

①土地購入費 現建物除却後の土地取得

限度額 : 990,000 千円(土地(底地)全てを市が取得した場合の想定額)

執行予定年度: 令和6年度

②建物購入費 建替後の建物床取得

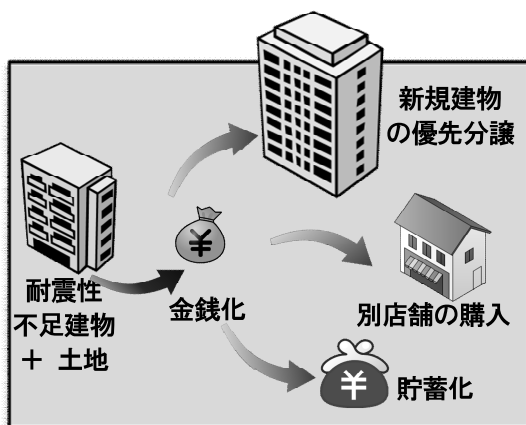
限度額 : 1,806,000 千円(1～3階全ての床を市が取得した場合の想定額)

執行予定年度: 令和7年度

※分配金 1,160,000 千円(用地補償費としての分配金を、事業費に充当予定)

2 建替事業スキーム

・建替は、事業協力者が提案する「マンション建替え等の円滑化に関する法律に基づく敷地売却事業」により行われます。



事業のながれ	
①	建替に係る基本計画の策定(R4.8 月済)
②	建物の耐震性不足(除却)の認定(R4.11 月済) 土地建物売却に係る買受計画の認定(R4.11 月予定)
③	建替決議(敷地売却決議)の実施(R5.1 月予定)
④	建替賛成者らで敷地売却組合の設立(R5 春予定)
⑤	分配金取得計画の認可、分配金の取得(R6 春予定)
⑥	既存建物の権利全てが組合に帰属される(R6 春予定) 建物を明渡す(R6 春予定)
⑦	組合から事業協力者へ土地建物売却(R6 春予定) 組合解散(R6 冬予定)

3 土地と新規建物の展望

- ・事業協力者による建替事業は70年の定期借地期間で行われます。土地(底地)を取得する市は、建物の区分所有者に70年間土地の貸付をすることになります。
- ・新規建物は、1階～3階が商業施設や公共施設が入る施設フロアで、4階～11階は住宅施設(マンション)になる計画です。
- ・市は施設フロア(1階～3階)の床を率先して取得します。そして集客力の高い公共施設を設置することで賑わいを創出し、商業施設の出店を促して、地域活性化の拠点となる施設の実現を目指します。
- ・定期借地期間終了後、土地は更地で返還されます。

4 財政収支イメージ

- ・新規建物1階～3階全てを取得した場合の70年間の財政収支試算です。

【ランニング】

		収入 (土地貸付料、固都税等)	支出 (共益費等)	収支
建替前 (現在)	年間ランニング	1,870 万円	7,400 万円	▲5,530 万円
	70 年間の合計	13 億 900 万円	51 億 8,000 万円	▲38 億 7,100 万円
建替後	年間ランニング	1,535 万円	1,836 万円	▲301 万円
	70 年間の合計	10 億 7,450 万円	12 億 8,520 万円	▲2 億 1,070 万円
	* 貸付(101 ㎡)した場合(70 年間)	2 億 1,210 万円	—	2 億 1,210 万円

- ・現状に比べ、大幅な財政収支改善(＋約 5,230 万円/年)が見込まれます。
- ・* 101 ㎡以上の床を相場価格(3 万円/㎡/年)で 70 年貸付が実現した場合、収益が見込めます。

【イニシャル】

収入	支出	収支* ³
11 億 6,000 万円* ¹	22 億 6,200 万円* ²	▲11 億 200 万円
* 貸付(530 ㎡)した場合(70 年間) 11 億 1,300 万円	—	11 億 1,300 万円

- ・* 530 ㎡以上の床を相場価格(3 万円/㎡/年)で70年貸付が実現した場合、収益が見込めます。

*1: 既存建物の用地補償費による分配金
 *2: 床取得費 18 億 600 万円＋内装工事費 4 億 5,600 万円
 *3: 土地取得費(最大 9 億 9,000 万円)は土地として資産化されるため、財政収支から除く

【まとめ】

- ・631 ㎡以上の床を相場価格で70年貸付が実現した場合、事業全体で収益が見込めます。

5 今後のスケジュール

・事業協力者から提示されている今後のスケジュールです。

※スケジュールは令和4年11月時点のものであり、変更の可能性があります

年度		サンプラザの動き	市の動き
R4	12月		市議会(債務負担行為)
	1月	建替(敷地売却)決議	
R5	春	敷地売却組合の設立	
	夏		
	秋		
	冬		
R6	春	権利消滅(土地建物は組合に帰属) ⇒建物明渡し 組合が土地建物を事業協力者に売却	分配金受領 既存建物の施設移転
	夏	既存建物の解体工事着手 ●	土地(底地)の取得
	秋		
	冬	組合の解散	
R7	春		
	夏		
	秋	新規建物建設工事着手 ●	
	冬		新規建物の床の取得
R8	春		
	夏		
	秋		
	冬		
R9	春	新規建物 竣工	

解体

建設

箕面市立多世代交流センターの 指定管理者の指定について

健康福祉部 高齢福祉室

箕面市立多世代交流センターについて、令和5年3月末をもって現在の指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者として社会福祉法人ひじり福祉会を提案します。

1 案件の概要

- (1)対象施設 箕面市立多世代交流センター(愛称:稲ふれあいセンター)
- (2)指定管理期間 令和5年(2023年)4月1日～令和15年(2033年)3月31日
(10年間)
- (3)指定管理者候補 社会福祉法人ひじり福祉会
- (4)指定管理料 544,000 千円(54,400 千円×10年)

2 選定理由

箕面市立多世代交流センター条例第5条第1項に基づき、社会福祉法人ひじり福祉会(以下、「ひじり福祉会」という。)から提出された事業計画等を審査した結果、以下の理由により、引き続き、ひじり福祉会を指定管理者として提案するものです。

- ・本市は、平成23年4月、養護老人ホーム(旧:永寿園)と老人福祉センター(旧:松寿荘)を移転合築し、子育て支援センター機能を加えた福祉複合施設を一体的に整備・運営する事業者を公募のうえ、現指定管理者であるひじり福祉会を選定した。
- ・これにより、ひじり福祉会は、平成25年4月から多世代交流センターの指定管理者として、民営の養護老人ホーム「ゆずの郷」を含む福祉複合施設「稲ふれあいセンター」を一体的に運営している。
- ・ひじり福祉会から提出された事業計画等を選定会議で審議した結果、今後も引き続き、福祉複合施設「稲ふれあいセンター」を一体的に運営できること、高齢者の健康づくり活動等を支援する上で、利用者協議会等の関係団体との緊密かつ良好な連携関係に基づき、安定的な事業推進が見込めることなどから、多世代交流センターの設置目的を効果的に達成できると判断できる。

豊能広域こども急病センターの収支差補助金の追加交付について

健康福祉部 地域保健室

新型コロナウイルス感染症の影響による受診者の減少により、豊能広域こども急病センター運営費の収支の不足を補うため、24,354 千円の補助金を追加交付します。

1 補正予算概要

(1) 歳出

補助金 24,354 千円(豊能広域こども急病センター運営費補助金)

(2) 歳入

保健衛生費負担金 12,177 千円

(3 市 2 町の豊能広域こども急病センター運営費負担金)

2 豊能広域こども急病センターの概要について

- (1) 豊能広域こども急病センターは、夜間・休日の小児初期救急における医師不足を解消するため豊能二次医療圏(構成市町:豊中市・吹田市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)内で小児救急を集約し、平成16年4月に開設しました。
- (2) 豊能広域こども急病センターは、指定管理者である一般財団法人箕面市医療保健センターが運営しています。
- (3) 運営費の収支差不足は、箕面市が50%を負担し、その他の構成市町で50%を負担しています。その他の構成市町の負担割合は、人口割と受診者割により算定しています。

3 新型コロナウイルスによる影響と収支見込額について

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、今年度の第1・第2四半期の受診者数は、前年度より約17%増加したものの、コロナ感染症発生以前の令和元年度に比べ約60%減少しており、年間受診者数は、令和元年度 28,695 人に比べ 9,493 人減少し、24,354 千円の収支不足が生じる見込みとなっています。

このような状況を踏まえ、令和4年度豊能広域こども急病センター運営費補助金(当初

予算額1億2千万円)に 24,354 千円の追加交付を提案するものです。

なお、構成市町においても12月議会で補正予算の計上を予定しています。

(参考)【豊能広域こども急病センターの収支状況】

	年間受診者数	補正額	決算額
令和元年度	28,695 人	—	27,987 千円
令和2年度	8,709 人	160,000 千円	280,000 千円
令和3年度	13,124 人	68,834 千円	166,385 千円
令和4年度(見込)	19,202 人	24,354 千円	144,354 千円

電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護・障害・医療・幼児教育保育施設への支援について

健康福祉部 高齢福祉室・障害福祉室・地域保健室

子ども未来創造局 子どもすこやか室・保育幼稚園利用室

電気・ガス料金が高騰する中、物価高騰分をサービス価格に転嫁することが困難な事業者（介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、幼児教育保育施設）に対し、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金分）を活用し、支援金を交付します。

1 補正予算概要

（千円）

所管	対象施設	支援金	事務費	合計
高齢福祉室	介護サービス事業所	49,476	3,677	53,153
障害福祉室	障害福祉サービス事業所	13,648	—	13,648
地域保健室	医療機関	83,840	—	83,840
子どもすこやか室	障害児通所支援事業所	2,772	1,094	3,866
保育幼稚園利用室	幼児教育保育施設	16,148	—	16,148
合計		165,884	4,771	170,655

※ 事務費については、健康福祉部分は介護サービス事業所（高齢福祉室所管）、子ども未来創造局分は障害児通所支援事業所（子どもすこやか室所管）で一括計上します。

2 支援の考え方

- ・介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、幼児教育保育施設は、市民が日常生活を維持するうえで必要不可欠なサービスを提供し、その収入は価格転嫁や自助努力による収支改善が困難であることから、地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う負担軽減を図ります。
- ・国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が4月末に示され、電気・ガス料金の激変緩和事業が令和5年1月に始まることから、対象期間は令和4年5月から12月の8か月間とします。
- ・なお、大阪府から同様の支援があった場合には市の支援から差し引くこととします。

3 支援額（8か月分）

- (1) 介護・障害福祉サービス事業所等
- | | | |
|--------------|---------|----------|
| ・入所・居住サービス | 定員1名あたり | 22,400 円 |
| ・短期入所サービス | 定員1名あたり | 7,200 円 |
| ・通所サービス | 定員1名あたり | 7,200 円 |
| ・訪問サービス | 施設1所あたり | 59,000 円 |
| ・居宅介護支援サービス等 | 施設1所あたり | 59,000 円 |
- (2) 医療機関等
- | | | |
|---------------|---------|----------|
| ・病院・有床診療所 | 1床あたり | 40,000 円 |
| ・無床診療所(医科・歯科) | 施設1所あたり | 80,000 円 |
| ・薬局・助産所 | 施設1所あたり | 80,000 円 |
- (3) 障害児通所支援事業所
- | | | |
|---------|---------|---------|
| ・通所サービス | 定員1名あたり | 7,200 円 |
|---------|---------|---------|
- (4) 幼児教育保育施設
- | | | |
|-------------|---------|---------|
| ・保育園・認定こども園 | 定員1名あたり | 4,000 円 |
| ・幼稚園 | 定員1名あたり | 2,400 円 |

4 交付対象事業所数（基準日：令和4年11月現在）

- (1) 介護サービス事業所等
- ＜入所・居住系＞ 38 施設、定員 1,443 人
 - ＜通所系＞ 62 事業所、定員 1,235 人
 - ＜訪問・居宅介護支援系＞ 140 事業所
- (2) 障害福祉サービス事業所等
- ＜入所・居住系＞ 69 施設、定員 263 人
 - ＜通所系・社会的雇用＞ 33 事業所、定員 643 人
 - ＜訪問系＞ 53 事業所
- (3) 医療機関等
- ＜病院・有床診療所＞ 11 施設 1,486 床
 - ＜診療所(医科・歯科)＞ 214 施設
 - ＜薬 局＞ 71 施設
 - ＜助産所＞ 20 施設
- (4) 障害児通所支援事業所
- ＜障害児通所給付事業所＞ 41 施設 定員 385 人

(5) 幼児教育保育施設

＜保育園・認定こども園＞ 40 園 定員 3,641 人

＜幼稚園＞ 2 園 定員 660 人

※指定管理施設については、総務室所管の「物価高騰対応市緊急支援事業(指定管理施設支援)」において支援する予定であり、本事業においては対象外となります。

5 交付金の申請・支給方法等

- ・人材派遣業者と委託契約を締結(1月下旬)
- ・対象事業所等へ申請書を発送(2月上旬)
- ・申請に基づき交付決定後、指定口座に交付金を振り込み
- ・対象事業所等には、個別通知、市ホームページ等により周知

旧教育センターの改修設計について

みどりまちづくり部 営繕室

- ◆ 令和6年度に大阪府池田子ども家庭センターが旧教育センターに移転されることに伴い、老朽化により故障等が発生している既存設備機器等について改修を行い、良好な状態で施設稼働できる環境を整備します。
- ◆ 既存設備機器(空調設備、照明設備、受電設備、給水設備、消防設備、エレベーター等)を改修するための設計費を補正予算として計上します。

1 補正予算概要

【歳出】 旧教育センター改修事業

委託料 旧教育センター改修実施設計費 18,000 千円

※設計期間が6か月の見込みのため、明許繰越費も合わせて計上します。

2 今後のスケジュール

- ・令和5年2月～7月 実施設計
- ・令和5年2月議会 当初予算に改修工事費を計上
- ・令和5年夏以降 改修工事(平行して大阪府は内部改装工事を行う)
- ・令和6年3月 改修工事竣工
- ・令和6年4月 大阪府池田子ども家庭センターの開所

箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定等について

競艇事業局 企画室
競艇事業局 業務室

- ◆ ボートレース業界では、「競艇」、「ボートレース」など、現在、混在しているモーターボート競走の呼称を「ボートレース」へ統一し、一層のイメージアップを図る取り組みを行っています。
- ◆ 本市も、業界全体での呼称統一にあわせて、市の組織名称、審議会等の関係機関の名称を変更するため、関係条例等を改正します。

1 呼称の統一に伴う関係条例の整備

「箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定することにより、箕面市営モーターボート競走条例等の20本の関係条例を一括で改正し、関係条例中の「競艇」を「ボートレース」に改める等の整備を行います。

2 呼称の統一に伴う組織名称等の主な変更

(1)市の組織名称等の変更

- ①「競艇事業管理者」→「ボートレース事業管理者」
- ②「競艇事業局」→「ボートレース事業局」
- ③「箕面市営競艇運営審議会」→「箕面市ボートレース事業運営審議会」

(2)法定協議会の名称変更

箕面市と大阪府都市競艇企業団(「大阪府都市ボートレース企業団」に改名予定)とで構成する法定協議会「住之江競艇施行者協議会」の名称を「住之江ボートレース施行者協議会」へ変更するため、協議会規約を改正します。

3 スケジュール

- ・令和4年11月 条例改正等の議案提出
- ・令和5年1月～2月 箕面市営モーターボート競走実施規程等の関係規程等の改正
- ・令和5年4月1日 改正条例、関係規程等一斉施行



第三者評価の結果を踏まえた 小中一貫教育推進計画の策定について

子ども未来創造局 学校教育室・教育政策室

- ◆（仮称）箕面市立船場小学校の校種を再検討することの必要性・妥当性について、学識経験者である第三者から評価を受けました。
- ◆ 第三者評価では、コロナ禍による環境の変化など、前回の校種検討時には検討しえなかった新たな視点での評価がありました。
- ◆ 第三者評価を受け、教育委員会としては、あらゆる可能性を排除せずに、今日的視点で新設校の校種を再検討すべきと判断しました。
- ◆ 第三者評価での指摘も踏まえ、まずは校区連携型でも施設一体型でも全市的に小中一貫教育を充実していくため、「箕面市小中一貫教育推進計画検討会議」を立ち上げ、現在の小中一貫教育の推進に関する方針を踏まえた具体的な計画を策定します。

1 補正予算概要

【歳出】

小中一貫教育推進計画検討事業	420 千円
構成員謝礼他	90 千円
費用弁償	150 千円
特別旅費	180 千円
合計	420 千円

2 第三者評価の主な内容

- ・ コロナ禍を経て学校の ICT 環境の整備が一気に進み、ICT を活用する力の育成が学校にますます求められるようになった。ICT の活用力の育成には、多様な経験からくる思考力・発想力が必要だが、その点では、日常的に異学年交流ができ多様な経験が積める施設一体型小中一貫校は子ども達にとって有益。
- ・ 小中一貫教育には、小中一貫教育を推進しようとする教職員の意識が重要。その意識の醸成のためには、施設一体型での勤務経験が有効であり、新設校を施設一体型とし、そこで得た経験を人事異動を通じて校区連携型に広める手法についても検討すべき。
- ・ 教育環境は子育て世代が居住地を選択する上での重要なファクター。子育て世代が魅



力に感じる施設一体型の小中一貫校を作ることは、船場地区や箕面市全体のイメージアップに寄与する。

3 第三者評価を受けての教育委員会としての方針

- 全市的な小中一貫教育の推進というこれまでの姿勢は今後も大切にしつつ、新設校の校種が市全域に及ぼす影響も踏まえ、あらゆる可能性を排除せずに、今日的視点で新設校の校種を再検討します。
- 第三者評価での指摘も踏まえ、まずは校区連携型でも施設一体型でも全市的に小中一貫教育を充実していくため、「箕面市小中一貫教育推進計画検討会議」を立ち上げ、現在の小中一貫教育の推進に関する方針を踏まえた具体的な計画を策定します。

4 箕面市小中一貫教育推進計画検討会議の概要

期間	令和5年1月～令和5年9月（月1回程度開催予定）
検討会議メンバー	有識者2名、教育委員会事務局4名、校長3名
検討会議の内容	「校区連携型、施設一体型にかかわらず、全市的に小中一貫教育を充実していく」というスタンスで、現在の小中一貫教育の推進に関する方針を踏まえた具体的な計画（「箕面市小中一貫教育推進計画（仮称）」）を策定する。 計画の検討・策定のために、先進事例自治体の視察や有識者へのヒアリングも行いながら、検討会議にて議論を行う予定。

5 今後のスケジュール

R4.12	小中一貫教育推進計画検討事業補正予算案 議会審議
R5.1	小中一貫教育推進計画検討会議開始
R5.10	「箕面市小中一貫教育推進計画（仮称）」策定。

全小・中学校の太陽光発電設備設置工事にかかる 補正予算について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 国の令和3年度第1次補正予算による交付金事業を最大限に活用し、全国に先駆けて市立のすべての小中学校の校舎の屋上に1校あたり最大 150kW の太陽光発電設備の導入と、屋上防水改修工事を今年度予定していました。
- ◆ 太陽光発電設備設置事業における電気工事において、新型コロナウイルスやウクライナ情勢の影響による為替変動を受けて、太陽光発電パネルの価格高騰が生じたことから工事請負費を増額補正します。

1 補正予算概要

新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理室）(R3 国補正 1 号)（繰越明許費）

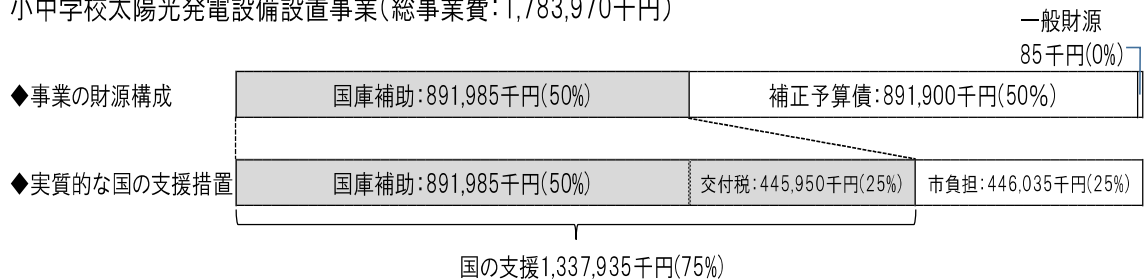
	補正前	補正後	
【歳出】	1,783,970 千円	2,039,639 千円	
①委託料	64,740 千円	64,740 千円	（設計委託、現場監理委託）
②工事請負費	1,719,230 千円	1,974,899 千円	（太陽光発電設備設置工事、防水工事）
		(+255,669 千円)	
【歳入】	1,783,885 千円	2,013,885 千円	
①国庫支出金	580,523 千円	580,523 千円	学校施設環境改善交付金(R3 国補正 1 号)(小学校) 補助率 1/2
	311,462 千円	311,462 千円	学校施設環境改善交付金(R3 国補正 1 号)(中学校) 補助率 1/2
②事業債	580,500 千円	580,500 千円	小学校施設環境改善事業債(R3 国補正 1 号)(交付税措置 50%)
	311,400 千円	311,400 千円	中学校施設環境改善事業債(R3 国補正 1 号)(交付税措置 50%)
	0 千円	149,700 千円	小学校施設環境改善事業債(交付税措置 30%)
	0 千円	80,300 千円	中学校施設環境改善事業債(交付税措置 30%)

2 増額理由

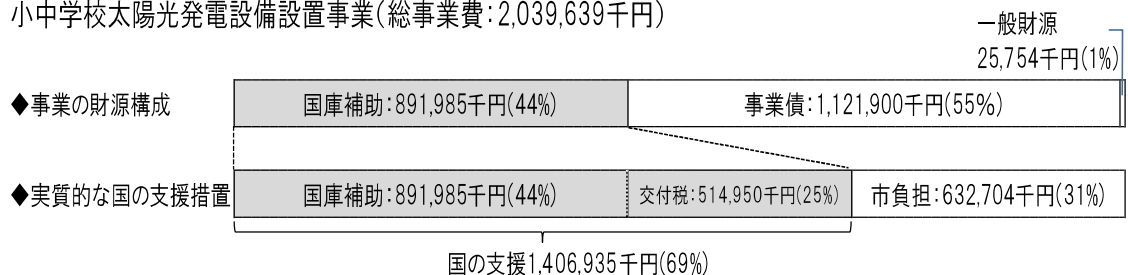
新型コロナウイルスやウクライナ侵攻による資源価格の高騰を受けた物価上昇や令和3年12月に見積りした時点の為替(1ドル=113円)が現在大きく変動していることにより、本工事における資材調達も著しく影響を受け、特に太陽光発電パネルの価格高騰が生じたことによって工事請負費の増額が必要となりました。

3 市と国の実質負担割合

補正前 小中学校太陽光発電設備設置事業(総事業費:1,783,970千円)



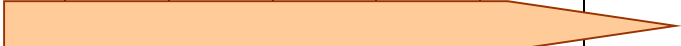
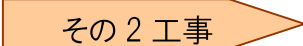
補正後 小中学校太陽光発電設備設置事業(総事業費:2,039,639千円)



4 効果

全小中学校に1校あたり約150kWの太陽光発電設備を設置する予定でしたが、実施設計において屋上の既設設備の配置や校舎への荷重状況を精査した結果、各校それぞれ100~151kWの電気発電設備を設置することになりました。そのため、当初年間電気使用量の約57%をまかなう見込みが、約44%となり、さらに今回の工事費増額による市負担額増により、太陽光発電設備の想定使用年数17年に対して、当初約6年で費用回収の見込みであったところ、約10年での回収見込みとなりました。

5 工事スケジュール

	R4				R5			
	9	10	11	12	1	2	3	4
防水工事								供 用 開 始
太陽光発電設備設置工事								
								
								



箕面市立箕面文化・交流センターの 指定管理期間の延長について

子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理期間については、令和5年3月31日までとなっているところ、みのおサンプラザ1号館建替え事業協力者が提案した事業想定スケジュールの変更に伴い、令和5年度(2023年度)も同センターの貸室利用を継続することとしたため、現指定管理者の指定管理期間を1年間延長します。

1 現指定管理施設の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1)対象施設 | 箕面市立箕面文化・交流センター |
| (2)指定管理期間 | 平成23年(2011年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日 |
| (3)指定管理者 | 箕面都市開発株式会社 |
| (4)指定管理料 | 34,834千円 |

2 変更後の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1)指定管理期間 | 平成23年(2011年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
(1年間延長) |
| (2)指定管理者 | 箕面都市開発株式会社(現指定管理者と同) |
| (3)指定管理料 | 34,834千円(令和4年度と同額) |

3 指定管理期間延長の理由

- ・みのおサンプラザ1号館の建替えに伴い、箕面文化・交流センターの利用は令和4年度(2022年度)末までとしていましたが、本年8月の区分所有者集会において、建替えが決議された場合の建物明け渡しの予定が令和6年(2024年)春頃と示されたことから、同センターの貸室利用を令和5年度(2023年度)末まで継続することとしました。
- ・これに伴い、現指定管理者の指定管理期間の末日を、令和5年(2023年)3月31日から令和6年(2024年)3月31日までとするものです。



箕面市立総合運動場の指定管理者の指定について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

- ◆ 箕面市立総合運動場について、令和5年3月末をもって現在の指定管理期間が終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期指定管理者として「みのお NEXT スポーツコミュニティパートナーズ」を提案します。
- ◆ また、指定管理者候補からの特別提案を受け、指定管理期間を令和5年4月1日～令和15年3月31日までの10年間とします。

1 案件の概要

- (1)対象施設 箕面市立総合運動場
- (2)指定管理期間 令和5年(2023年)4月1日～令和15年(2033年)年3月31日
(10年間)
- (3)指定管理者候補 みのお NEXT スポーツコミュニティパートナーズ
- (4)指定管理料 860,000千円(86,000千円×10年)

2 選定理由

- ・本年8月に次期指定管理者を募集したところ、応募者は「みのお NEXT スポーツコミュニティパートナーズ」1者であった。
- ・当該事業者は、現指定管理者であるミズノグループの代表者「美津濃株式会社」が同じく代表を務める共同事業体である。
- ・提案内容を選定会議にて審査した結果、安定的な事業推進の実績があること、本市のスポーツの振興を一層進める上で関係団体とも緊密な連携が図れることなどから、同施設の設置目的を効果的に達成できると判断した。

【候補者からの特別提案内容】

- 第一総合運動場テニスコート壁打ちコートの人工芝化
- トレーニングルームへ、利用者の安全性を高める「見守りカメラシステム」を導入

内視鏡手術支援ロボット「ダビンチ」の更新について

市立病院事務局 病院経営室

平成27年度に導入した内視鏡手術支援ロボット「ダビンチ」は現在8年が経過し、本年度末では650件を超える手術を実施する見込みです。手術装置は令和6年1月でサポート切れとなることから、当初令和5年度予算で更新の予定としていましたが、今年度の新機種に更新することにより、現状より患者の身体的・経済的負担の軽減と治療体制の充実が図られるとともに、更なる患者獲得につながり、収益向上が期待できるものです。

なお、既存機器の導入コストについては、回収済みです。

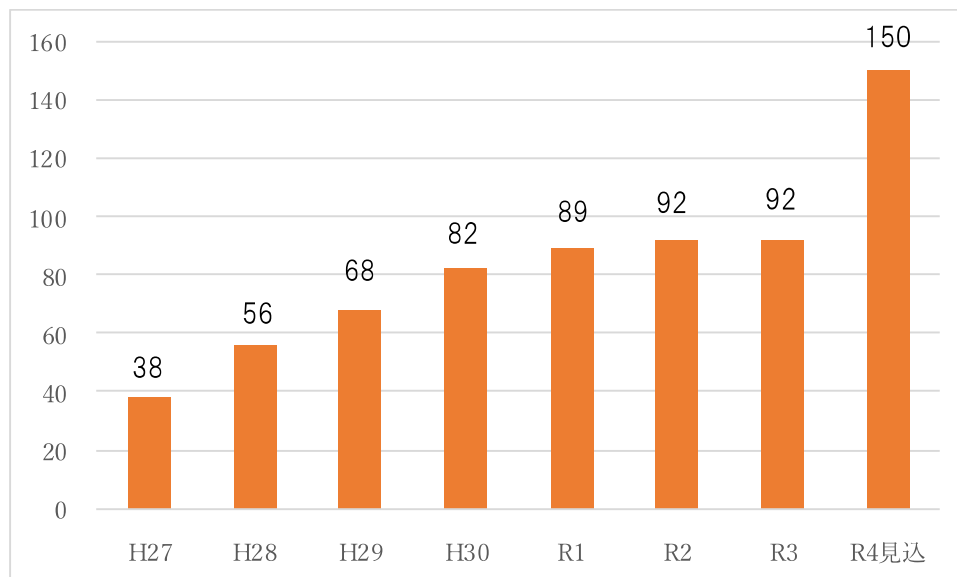
1 補正予算概要

【支出】 器械備品費 264,000 千円

【収入】 企業債 264,000 千円(償還期間5年)

2 これまでの実績

(1)年度別手術件数 ※R4 見込みは、9 月末までの実績を倍にしたもの



(2)市立病院で実施済みの保険適用の手術術式

- ・泌尿器科 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍全摘術、腹腔鏡下腎部分切除術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腎盂尿管吻合術、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術

- ・消化器外科 腹腔鏡下直腸切除・切断術、腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
- ・婦人科 腹腔鏡下腔式子宮全摘出術、仙骨腔固定術

(3)ダビンチによる効果

- ・現在のダビンチ導入当初、購入費用 267,540 千円に対し、ダビンチ手術による診療報酬加算額は泌尿器科で 542 千円であり、採算ベースは手術件数約500件と見込んでいたが、既に令和3年度末で 500 件を超え、本年度末では650件を超える見込みである。
- ・手術時間、術中の出血量、入院日数等はダビンチ手術導入により減少し、患者の負担は大幅に軽減するとともに、当院での手術を望む患者や他院からの紹介が増えている。

区分	従来の内視鏡手術	現在
手術時間	平均 5 時間 20 分	平均 3 時間 20 分
入院日数	平均 14 日	平均 10 日
術中出血量	平均1,130ml	平均 330ml

- ・近隣に先駆けてダビンチ手術を導入したことから、泌尿器科、消化器外科、婦人科などでダビンチ手術の指導医や認定医が増え、更に当院の阪大医局からの派遣が望める状況となっている。

3 機種更新の効果

- ①手首機能の稼働領域が拡大することにより、より複雑な手技への対応が可能となる。
- ②手術中での体位変換が装置を装着したまま可能となり、手術時間の短縮が図られる。
- ③これまでの一方向アプローチしかできなかったが、ロボットアームの構造の変更により、任意の方向からのアプローチが可能となり、スタッフ配置の制限が生じにくくなり、手術全体の運用効率と安全性が高まる。
- ④他病院での更新実績から、新機種への更新により、対象症例が増加することで手術件数が約 20%増加しており、今年度更新した場合と来年度更新した場合とで、比較した場合、約 2,370 万円の増益が見込まれる。
- ⑤対象症例が増加することで、上級医の確保が期待できる。

※なお、当該機器は、可動式であり、新病院移転後も使用可能である。

4 導入費用

購入価格 264,000 千円（定価 345,510 千円）